

# 社会保険労務士とADR

司法制度改革推進本部ADR検討会

平成14年9月30日(月)

全国社会保険労務士会連合会

会長 大槻 哲也

# 社会保険労務士の専門性



## 1. 社会保険労務士制度の意義

労働・社会保険関係法規に通曉し、適切な労務指導を行い得る専門家としての制度

## 2. 社会保険労務士の主要業務

(1) 中小零細企業の労務管理の指導

(2) 中小零細企業における労使間のトラブルの発生防止

## 3. 専門性の発揮

(例) 労使紛争の予防・解決、過労死問題の解決、第三者行為災害の処理

# ADRにおける 社会保険労務士の役割



1. 労務管理の専門家としての役割
  - (1) 個別労働紛争、集团的労働紛争、女性労働問題をも含む職場の労働問題の解決
  - (2) 社会保険労務士以外の者では解決できない雇用、年金問題等専門性の高い事件への対処
2. 労使に身近で、信頼の厚い社会保険労務士の役割  
公正な立場で、労使との対話による個別労使紛争等の早期解決

# A D Rに関する 社会保険労務士の要望

1. 社会保険労務士業務としてのA D Rの実施
  - (1) 社会保険労務士自らがあっせん人、調停人等となつて行うA D Rの実施
  - (2) A D R機関（民事調停、労働調停等）への委員、代理人等としての参画
- 2 弁護士法第72条の見直し  
社会保険労務士自らがあっせん人、調停人等となつて行うA D Rの実施のための鑑定、代理、和解等の法律事務の開放
3. 社会保険労務士会が設置する総合労働相談所のA D R機関としての認知